

CU三多摩ニュース No.27

2017.9.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

相談解決！良かったネ

労働事案3件、一気に紹介

委任契約も、実態は労働者と主張

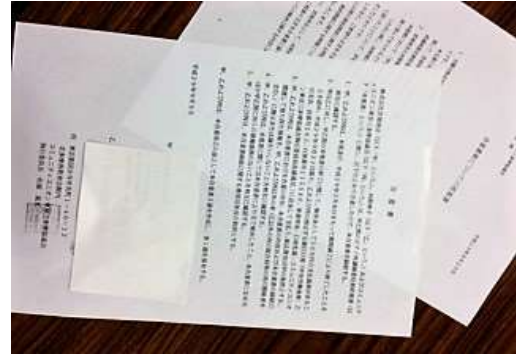
ピアノ講師、解決良かった

ピアノ講師のKさんから、13年間勤務していた音楽教室運営会社から「一方的に契約うち切り通告を受けた」と相談が持ち込まれました。組合は、Kさんから契約の経緯や内容、勤務状況、賃金などを聞き取りし、同時に八王子合同法律事務所のご指導も得て、実態がわかる資料を集めて事業所への団体交渉を申し入れました。

Kさんと会社との契約は、聞き取りや資料点検の結果、形式的には委任契約でしたが、働き方、報酬など労働者性判断基準から労働者性を十分証明できると判断、組合からの団体交渉の申し入れを行いました。

会社の弁護士からは「Kさんは委任契約であり労働者ではないので、団体交渉には応じられない」との通知でした。組合は、団体交渉に応じなければ社会的に理解を求める行動を行う事を伝えた結果、「話し合いには応じる」態度に転換し交渉が実現しました。

組合は、Kさんの働き方は形式的には委任契



約だが実態は労働者、契約解除の理由についても正当性はない、と事実を突きつけて主張。そして、Kさんの強い決意を伝えました。相手側弁護士を交え3回の話し合いがもたれ、結果として組合の主張に沿う合意解決となりました。

NPO法人でのマタハラ雇止め

2回の交渉、解決金合意

介護福祉士として、NPO法人の介護事業所に土・日を中心に勤務しながら、第二子「妊活」をしていたIさん。日本共産党の森戸市議の紹介で相談を受けました。

聞き取りで、事業所内の上司や同僚から、「心ない言動が繰り返され苦痛だ。改善を求めたい」との事でした。組合は、その言動等がハラスメントに当たるものかどうか、録音等で事実関係の確認が必要であること。組合交渉より、行政サイドやご家族(夫)から事業所責任者に改善を求めてはどうかと伝え、家族(夫)との話し合いが持たれてきました。

結果として家族との話し合いは中断となり、再び組合に依頼されたことから、介護事業所へ申し入れ、理事長と2回の交渉を持ちました。

ハラスメント等については事業所



側の異議があり、雇用継続は信頼関係の破綻で困難がある、との事業所側の立場で、「解決金決着」を提案しました。結果として理事長が年間に決済できる上限額で合意し、解決しました。

双方とも労働審判や裁判という争議に持ち込むことは様々にエネルギーを浪費するとの認識があり、話し合い合意ができた事は評価できると判断しています。

有期契約機関の解雇はダメ

話し合いで、和解解決

Kさんは、人材派遣・紹介会社を通じ 2017年1月からプラント、産業装置機器の設計開発会社に1年契約(更新有)で技術者として働き始めました。ところが3月になって、家庭の事情で長期出張ができない事など理由に3月末で依願退職を求められました。

本人は仕事を続けたい意向を会社に伝えつつ、家族介護もあり会社に迷惑をかけられない思いから3月末で退職しましたが、「納得できない」と組合に相談がありました。

労働契約法 17 条第 1 項で、有期雇用契約期間中の解雇は、「やむを得ない事情」がなければ解雇できません。「やむを得ない」とは、病気で労働の提供ができない場合や会社の事業継続ができないなど大変狭く限定されるとされています。組合は団体交渉を申し入れ、解雇無効及び発生した損害賠償、を要求しました。

会社側は解雇理由について、長期出張ができない事、能力不足、試用期間中などといった理由を並べたてました。しかし組合側は、事実も違う部分がある、そもそも有期雇用期間中の解雇理由にはならないと主張し、労基署や専門家の意見を聞くよう諭しました。その後会社側は弁護士に解決を委任し、団体交渉は3人の弁護士との交渉に入りました。

今回の事例では紹介会社が、Kさんの経歴やスキルを脚色して会社の思い込みを誘発した面や、Kさんに対して実際の労働条件とは異なる内容を伝えていたことが労使の認識をかい離させる要因ともなっている事がわかるなど、交渉過程で双方が事実認識を改める場面もありました。

しかし、いずれも「やむを得ない理由」にはあたらず組合の主張を変える必要もないこと、弁護士との2回の冷静な交渉を経て、最終的には弁護士が会社を説得する形で和解・解決となりました。使用者は有期契約期間中の解雇は出来ないことを肝に銘ずるべきです。

安倍「働き方改革」は

残業代ゼロの過労死促進法



西武線・東大和駅での街頭宣伝行動

安倍「働き方改革」として臨時国会に労働時間の規制を除外する「残業代ゼロ法案」と、「残業時間の規制」という矛盾する制度を一本化して提出を狙う、「過労死促進法」。

全労連や連合が反対し、野党4党も法案阻止を訴えています。対象になっている残業代は、年収1,075万円以上の専門業務の労働者が対象となる制度です。

具体的には、①1日8時間、週40時間労働という基準を除外し、残業割増し、深夜割増し、

休日割増し等を支払わない。②現行法で、使用者は労使協定なしに1日8時間以上働かせると罰則ですが、「安倍働き方改革」では、労働者の自己責任で長時間働かせる事ができます。③企業には労働時間管理義務がなくなり、「過労死」も社員の自己責任です。④制度の導入には、労使委員会の決議と本人同意を要件としています。これで長時間労働による「過労死」を防ぐ事はできないのは明らかです。⑤賃金は「労働時間ではなく成果」であり、評価される成果を上げるためおのずと長時間・過重労働になります。⑥法案は1,075万円以上が対象ですが、経団連は年収400万円以上など要件緩和にすべきと職種拡大を狙っています。

いずれにしても戦後労働組合が勝ち取ってきた労働条件を根底から覆す制度であり、法案阻止のため労働者だけでなく、全国民的規模でたたかいを展開する必要があります。

(小野塚洋行 記)

横田基地撤去の座り込み行動

100回超、沖縄とも連帯



横田基地の撤去を求めて毎月第3日曜日の午後(13:30~15:30)、福生市のフレンドシップパークで行われている「座り込み行動」は、7月16日(日)で第100回目を迎えました。毎月欠かさず、8年が経っています。9月17日(日)は102回目、

100回目の時は約500人が集まり、座り込みの後、パレードしました。参加者は、様々な団体、組織と個人です。23区からも多数の参加があり、毎回、初参加の方がいてうれしいことです。

この間、横田基地をめぐる情勢は、大きく変わりました。在日、米海兵隊によるパラシュート降下訓練が頻繁に行われるようになり、2014年からは欠陥機オスプレイがたびたび飛来し、さらにこれからCV22オスプレイの配備計画もあります。

横田基地は、戦争法実行の「日米同盟調整」の役割を担った拠点であり、沖縄の闘いと連帯した闘いでもあります。「横田基地撤去！オスプレイいらない！」の座り込み行動はこれからも続きます。毎月第3日曜日、時間があったら組合員の皆様もぜひ参加してみてください。

(星憲彦 記)

横田基地いらない！ 市民交流会

に参加しましょう。

日時 10月7日(土) 10時・13時

会場 福生市民会館大ホール

集会后、横田基地に向けてのパレード

※CU三多摩は実行委員会に参加しました。

集会成功へ組合員の参加を呼びかけます。

CU三多摩・拡大目標50人

働くものの「駆け込み寺」、拡充へ

書記長 三宅一也

秋の仲間を増やす運動を10月、11月に取り組みます。現在、CU東京の組織は1,100人、三多摩は206人です。CU三多摩は300人の組織をめざし当面50人の仲間を増やす目標を掲げています。皆さんの知り合いや友人にぜひ声をかけ、仲間を増やしましょう。

CU三多摩は2年前の6月末に結成し、地域の駆け込み寺の役割を果たしてきました。この

間の労働相談は 60 件を超えました。現在も 10 件ほど継続した労働事案を抱えています。この取り組みをさらに発展させるため、安定した組織にしていく必要があります。

現在は、CU三多摩事務所の維持や専従者配置も実現していないのが現状です。組織をさらに増やし運動の体制を強化していきたい、当面目指しているのは事務所が開けられる「常設事務所」の実現です。

今秋の拡大運動は 50 人目標、300 人組織への足掛かりを気づきたい、皆さんの力をお貸し下さい。一人でも加入でき、「駆け込み寺」機能を持つ、三多摩で一番頼りになる労働組合、CU三多摩をみんなの力で大きくしましょう。

CU三多摩・労働争議解決報告

激励と交流のつどい

- ◆とき 10月8日(日)午後3時から
- ◆会場 北多摩西教育会館ホール
(JR国立駅北口、徒歩5分/CU事務所上)
- ◆参加費 1000円(懇親会含め)

これまでの労働争議の解決報告と、現在継続中の労働事案の報告・激励の組合員交流会を初めて行います。交流会は懇親会を伴いますので、電車での参加をお願いします。

多摩稲城分会のご案内

CU三多摩で唯一の「分会」として活動している多摩稲城分会の取組みにご協力下さい。

☆駅頭宣伝

- 日時 9月29日(金)午後6時から7時
京王線・多摩センター駅です。
- 内容 労働相談会、最低賃金1500円要求、

東京都最低賃金改定、労働基準法改悪反対など。可能ならば駅頭での労働相談も行う。

☆第11回労働相談会

- 日時 10月7日(土)午後2時から4時
ベルブ永山、和室(日曜版にチラシ)

☆豊ヶ丘地域なんでも相談会

- 日時 11月5日(日)豊ヶ丘集会所の予定。
時間未定、相談会の持ち方は参加団体の協議。

前進座 10月公演を案内



前進座女優の上澤さんが、CU三多摩執行委員会に要請に見えられ、組合として取組もうと確認しました。

「柳橋物語」は山本周五郎原作で、日本橋三越劇場(10/14~25)と武蔵野市民文化会館

(10/27)で、観劇料金は組合員 5,400 円です。

ご希望の方は、組合又は役員にお声かけ下さい。

武蔵野市長に 松下玲子さんを!

CU三多摩として推薦決定

武蔵野市長選挙が9/24告示、10/1投票で闘われます。現邑上市長の後継者で政党では民進、共産、社民、生活者ネット支持の統一候補です。

今回、東京地評、三多摩労連、CU東京本部の推薦決議を受け、9月10日にCU三多摩・執行委員会での推薦決議を行いました。

松下玲子さんの勝利へ、組合員のご支援を呼びかけます。

